



宮バス協第27号
平成28年5月30日

公益社団法人宮城県トラック協会長 殿

公益社団法人宮城県バス協会長



バス車内事故防止キャンペーン等の実施について

平素より、当協会の活動に格別なご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

みだしのキャンペーンにつきまして、別添要領に基づき実施致しますので特段のご協力をお願い申し上げます。

なお、ご多忙の折恐縮に存じますが、別紙（バス車内事故防止についてのお願い）について、貴会員事業者へ周知下さる様宜しくお願い申し上げます。

公益社団法人宮城県バス協会

担 当：佐々木

電 話：022-295-9894

F A X：022-295-9896



車内事故防止キャンペーン実施要領

キャンペーンの主旨

バス車内事故は、平成19年のキャンペーン開始以降減少傾向が見られるが、依然としてバス事故全体の約3割を占めていることから、今後も対策を継続し、車内事故の更なる減少に努める必要がある。

車内事故については、65歳以上の高齢女性の負傷が目立っており、また、高齢者は骨折等の重傷事故につながりやすいことから、特に注意が必要である。利用者側の事故要因としては、バスが停留所に着いて完全に停止する前に席を立つことや、走行中の車内移動に起因するものがある。一方、運転者側の事故要因としては、前方車両追従時の急ブレーキや乗客が着座する前に発車することに起因するものが多く挙げられる。

また、平成20年6月からは、高速道路等（道路運送法第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路をいう。以下同じ。）を走行する高速バス、貸切バス等について、後部座席シートベルト着用が義務づけられている。

このような状況を踏まえ、利用者に対し、一般路線バスの降車時等における事故防止及び高速道路等を走行するバスの後部座席シートベルト着用の徹底等についての啓発活動や、運転者に対し、適正な運転動作の徹底等、車内事故の防止に向け、関係行政機関及び関係団体等の協力の下、日本バス協会・各都道府県バス協会・会員事業者が連携し、下記によるキャンペーンを実施する。

記

I. 実施期間 平成26年7月1日(火)～7月31日(木)(1か月間)

II. 重点項目

1. 一般乗合バス(高速バスを除く。以下「一般乗合バス」という。)

(1) ゆとり乗降(バスが停車してから離席する。)の啓発。

(2) ゆとり運転(乗客が着席してから発車する。車間距離を確保する。)の励行。

2. 貸切、高速、空港連絡バス等(以下「貸切、高速バス等」という。)

・ 乗客へのシートベルト着用の徹底